

5 新しくなったルール等について

平成26年3月以降、新たに決定・変更された主なルールについて紹介します。主なもののみですので、詳しくは資料編等で確認してください。

○遊漁料金の変更（全漁協） [遊漁規則]

県内全漁協では、消費税増税に伴い、共通遊漁承認証の遊漁料金を全魚種「25,000円」を「25,700円」に、あゆを除く全魚種「15,000円」を「15,400円」に変更しました。

○遊漁料金の変更（最北中部漁協、赤川漁協、日向荒瀬漁協、山戸漁協、温海町内水面漁協） [遊漁規則]

5漁協では、消費税増税に伴い、管内の遊漁料金を変更しました。詳しくは資料編で確認してください。

○漁具・漁法の制限緩和（丹生川漁協） [遊漁規則]

丹生川漁協では、刺し網1統の長さ制限「15メートル以下」を「18メートル以下」に変更しました。

○禁止区域の変更（小国川漁協） [遊漁規則]

小国川漁協では、禁止区域として定めている「最上白川水系東又沢」について「最上白川水系西又沢」と変更しました。また、同様に「小国川水系朝日沢」について「小国川水系中又沢」と変更しました。

さらに、新たに「赤倉堰堤から下流200メートルの地点まで」、「赤倉堰堤から下流200メートルの地点から下流200メートルの地点まで」、「赤倉堰堤から上流2000メートルの地点まで」を禁止区域と決めました。詳しくは資料編で確認してください。